

判例研究

国税の法定納期限等以前に、将来発生すべき債権を目的として債権譲渡の効果の発生を留保する特段の付款のない譲渡担保契約が締結され、第三者に対する対抗要件が具備されていた場合には、当該債権は国税徴収法 24 条 6 項にいう「国税の法定納期限等以前に譲渡担保財産となっている」ものに該当するとされた事例

渡邊 拓

最高裁判所平成 19 年 2 月 15 日第一小法廷判決 破棄自判（民集 61 卷 1 号 243 頁）

【事実関係】

- 1 原審の適法に確定した事実関係の概要は、次のとおりである。
 - (1) A社は、平成9年3月31日、Xとの間で、B社がXに対して負担する一切の債務の担保として、C社との間の継続的取引契約に基づく次のア及びイの債権（以下「本件目的債権」という。）をXに譲渡する旨の債権譲渡担保契約（以下「本件契約」という。）を締結した。なお、本件契約においては、

約定の担保権実行の事由が生じたことに基づき、XがC社に対して担保権実行の通知をするまでは、A社がその計算においてC社から本件目的債権につき弁済を受けることができるものとされていた。

ア A社がC社に対して平成9年3月31日現在有する商品売掛代金債権及び商品販売受託手数料債権

イ A社がC社に対して平成9年3月31日から1年の間に取得する商品売掛代金債権及び商品販売受託手数料債権

- (2) A社は、平成9年6月5日、C社に対し、同月4日付けの確定日付のある内容証明郵便をもって、本件契約に係る債権譲渡担保の設定を通知した。
- (3) A社が国税を滞納したため、A社に対する国税の滞納処分として、平成10年4月3日付け及び同月6日付けの債権差押通知書がC社に送達され、本件目的債権のうち同年3月11日から同月20日までの間に発生したものと及び同月21日から同月30日までの間に発生したもの(以下、これらを併せて「本件債権」という。)が差し押さえられた。
- (4) Yは、平成10年4月10日、A社が同日現在滞納していた国税のうち本件債権の発生前に法定納期限等を徒過していた第1審判決添付別紙租税債権目録1番号1ないし3記載の国税(これらの国税の法定納期限等は、同9年9月30日ないし同10年1月5日である。以下「本件国税」という。)について、国税徴収法24条1項の規定により譲渡担保財産である本件債権から徴収するため、Xに対し、同条2項所定の告知をした。
- (5) C社は、平成10年5月26日、本件債権について、債権者を確知することができないことを理由に、第1審判決添付別紙供託目録記載のとおり、被供託者をA社又はXとして合計2億8212万6823円を供託した。
- (6) Xは、平成10年5月27日、Yに対し、Xが本件債権を譲渡担保財産としたのは本件国税の法定納期限等以前である旨を述べた書面を提出し、その提出に当たっては、上記(2)の内容証明郵便の原本を呈示するとともにその写しを提出した。

(7) Yは、平成13年11月22日、国税徴収法24条3項の規定に基づき、譲渡担保権者であるXを第二次納税義務者とみなし、さいたま地方法務局大宮支局供託官に債権差押通知書を送達して、上記(5)の供託金に係る還付請求権を差し押さえた(以下、この差押えを「本件差押え」という。)

2 国税徴収法24条6項は、「譲渡担保権者が国税の法定納期限等以前に譲渡担保財産となっている事実を、その財産の売却決定の前日までに、証明した場合」等には、譲渡担保権者の物的納税責任について定めた同条1項の規定は適用しない旨規定している。

本件は、Xが、本件債権は本件国税の法定納期限等以前に譲渡担保財産となっていたものであり、Xは同条6項所定の証明をしたから、本件につき同条1項の規定を適用することはできず、本件差押えは違法であるとして、その取消しを求めている事案である。

3 原審は、前記事実関係の下において、要旨次のとおり説示し、本件差押えに違法はないと判断した。

(1) 滞納者と譲渡担保権者が、既に発生した債権及び将来発生すべき債権を一括して譲渡担保の目的とするいわゆる集合債権譲渡担保契約を締結し、その旨を第三債務者に対し確定日付のある証書により通知して対抗要件を具備した場合であっても、滞納者の滞納国税の法定納期限等が到来した後に発生した債権については、当該債権の発生時に滞納者から譲渡担保権者に移転するものであるから、当該債権はその発生時に譲渡担保財産となったものと解すべきである。

(2) 本件債権は、本件国税の法定納期限等が到来した後に発生したものであって、本件国税の法定納期限等以前に譲渡担保財産となっていたものではないから、本件において、Xが国税徴収法24条6項所定の証明をしたとはいえず、本件差押えに違法はない。

【判 旨】

- (1) 将来発生すべき債権を目的とする債権譲渡契約は、譲渡の目的とされる債権が特定されている限り、原則として有効なものである(最高裁平成9年(オ)第219号同11年1月29日第三小法廷判決・民集53巻1号151頁参照)。また、将来発生すべき債権を目的とする譲渡担保契約が締結された場合には、債権譲渡の効果の発生を留保する特段の付款のない限り、譲渡担保の目的とされた債権は譲渡担保契約によって譲渡担保設定者から譲渡担保権者に確定的に譲渡されているのであり、この場合において、譲渡担保の目的とされた債権が将来発生したときには、譲渡担保権者は、譲渡担保設定者の特段の行為を要することなく当然に、当該債権を担保の目的で取得することができるものである。そして、前記の場合において、譲渡担保契約に係る債権の譲渡については、指名債権譲渡の對抗要件(民法467条2項)の方法により第三者に対する對抗要件を具備することができるのである(最高裁平成12年(受)第194号同13年11月22日第一小法廷判決・民集55巻6号1056頁参照)。

以上のような将来発生すべき債権に係る譲渡担保権者の法的地位にかんがみれば、国税徴収法24条6項の解釈においては、国税の法定納期限等以前に、将来発生すべき債権を目的として、債権譲渡の効果の発生を留保する特段の付款のない譲渡担保契約が締結され、その債権譲渡につき第三者に対する對抗要件が具備されていた場合には、譲渡担保の目的とされた債権が国税の法定納期限等の到来後に発生したとしても、当該債権は「国税の法定納期限等以前に譲渡担保財産となっている」ものに該当すると解するのが相当である。

- (2) 前記事実関係によれば、本件契約においては、約定の担保権実行の事由が生じたことに基づき、XがC社に対して担保権実行の通知をするまでは、A社がその計算においてC社から本件目的債権につき弁済を受けることができるものとされていたというのであるが、これをもって、本件契約による債権譲渡の効果の発生を留保する付款であると解することはできない(前掲平成13年11月22日第一小法廷判決参照)。そして、前記事実関係によれば、Xは、

前記1(6)のとおり、本件差押えに先立ち、本件債権が本件国税の法定納期限等以前に譲渡担保財産となっている事実を内容証明郵便によって証明したものであるということができるから、本件について国税徴収法24条1項の規定を適用することはできないというべきである。

そうすると、Yが同条3項の規定に基づきXを第二次納税義務者とみなして行った本件差押えは違法というべきである。

I 問題の所在

本件は、最判平13年11月22日(民集55巻6号1056頁)(以下「平成13年判決」)と同一の事実関係のもとに争われた事件である。平成13年判決では、債権譲渡の對抗要件の具備と、国税の滞納処分に基づく差押の優劣が問題となり、對抗要件具備の時期は、差押よりも早かったが、国側は、取立権の留保文言のついた通知では、對抗要件としては不十分である旨主張したが、最高裁には容れられなかった。平成13年判決が出された同日、国側は、国税徴収法24条3項の規定に基づき、譲渡担保権者であるXを第二次納税義務者とみなし、債務者不確知を理由に供託されていた供託金還付請求権を差し押さえることにより、本件が始まった。国税徴収法24条6項(現8項)は、法定納期限等と担保権の對抗要件の先後によって優劣を決するという對抗問題の構造ではなく、原則としては、譲渡担保権者は第二次納税義務を負うのであるが、譲渡担保権の先立つ登記または設定の事実を証明できたときは義務を免れるという構造になっている。本件は債権譲渡登記ができる前の事件であったため、結局、原告は、債権譲渡の對抗要件の具備の事実によって「譲渡担保財産となっている事実」を証明しようとしたものである¹⁾。そして、既に平成13年判決は、對抗要件具備については譲渡担保権者側の優越を認めていたのであるが、国側は、未発生 of 債権については、そもそも存在していない以上、譲渡担保財産になるはずがないという主張をしたものである。これに対して、譲渡担保権者側は、差押の処分取消を地裁に申立て、一番では認められたが、二審では、国側

の主張が容れられ、一審判決が取り消された。

II 原審の判断

原審の判断の骨子は、既発生の債権については、契約時に移転するとしても、未だ発生していない債権については、「権利移転」ということはあり得ず、それゆえ、対抗要件の具備も実際に債権が発生した時点ではじめて可能となる。それゆえ、将来債権については債権譲渡契約時に対抗要件の手続きを取ったとしても、その効力が発生するのはあくまで具体的に債権が発生した時点であるとする。

このような原審の見解に対しては、平成13年判決が、将来債権も含めて集合債権譲渡担保について契約時に「確定的に譲渡され」と述べていることとの整合性について問題があるとの指摘がなされており、最高裁の判断が待たれていた。

III 本判決の判断枠組

本判決は、最判平11年1月29日(民集53巻1号151頁)(以下「平成11年判決」)、平成13年判決の判断枠組を踏襲した上で、将来債権であっても、債権譲渡契約時に確定的に譲渡されており、その時点で対抗要件を具備することは可能であるという前提を確認した上で、国税徴収法24条6項の解釈として、法定納期限等以前には未発生であった債権についても、法定納期限等以前に対抗要件が具備されていた場合には、同法24条6項の「法定納期限等以前に譲渡担保財産となつている」といえると判断した。すなわち、将来債権であっても、法定納期限等以前の対抗要件具備の事実が証明できれば、同法24条6項の「譲渡担保権者が国税の法定納期限等以前に譲渡担保財産となつている事実」の証明として足りるということをも認めたものといえる²⁾。

本判決の基本的判断枠組は以上のようなものであるが、将来債権譲渡の対抗要件についてのリーディングケースである平成13年判決の判旨に本判決がさ

らに付け加えた点として、次の二点が挙げられる。

- ①「債権譲渡の効果の発生を留保する特段の付款のない限り」
- ②「譲渡担保の目的とされた債権が将来発生したときには、譲渡担保権者は、譲渡担保設定者の特段の行為を要することなく当然に、当該債権を担保の目的で取得することができる」

①については、その特段の付款の意味が問題となるが、本判決は、具体的当てはめにおいて、「本件契約においては、約定の担保権実行の事由が生じたことに基づき、XがC社に対して担保権実行の通知をするまでは、A社がその計算においてC社から本件目的債権につき弁済を受けることができるものとされていたというのであるが、これをもって、本件契約による債権譲渡の効果の発生を留保する付款であると解することはできない」と述べている。この点は、平成13年判決が取立権留保文言があることによって、第三債務者が債権譲渡の事実を確実に認識できないわけではないとした点をより敷衍したものといえる。では、具体的などのようなものが債権譲渡の効果の発生を留保する付款といえるのであろうか。これは、たとえば、いわゆる「予約型債権譲渡担保」における予約、「停止条件付債権譲渡担保」における停止条件等を指すものと思われる。すなわち、予約の完結もしくは停止条件の成就以前に法定納期限等が到来した国税については、譲渡担保権者は物的納税義務を負わされるということの意味している。

②については、当然に担保目的で取得するという点の意味が問題となるが、この点は債権移転時期の問題とも関係するので後述する。

IV 学 説

ほとんどの評者が、本判決が、平成11年、13年判決の法理に沿って、物的納税義務を否定した結論については異論を唱えていない。本件原審は、平成13年判決の「確定的に譲渡され」の部分の判旨とは、整合性を欠くとする³⁾。

V 本判決の射程

本判決の射程については、国税徴収法24条6項(現8項)の解釈に限定されたものであり、集合債権譲渡担保における将来債権の移転時期について判断を下したのではないとするのが一致した見解である。もっとも、本判決の判断枠組みを逆にたどると、結局は将来債権についていつから対抗要件を具備することが可能になるのかということが問題とならざるを得ず、そうなるとさらに、権利の移転は少なくとも対抗要件を備えることはできるのかという問題も発生し、本判決は直接的には、国税徴収法24条の事件であるが、結局は、その前提としての、将来債権の譲渡の移転時期の問題にも本判決は重要な意義を持つものといえる。

また、判旨の「譲渡担保の目的とされた債権が将来発生したときには、譲渡担保権者は、譲渡担保設定者の特段の行為を要することなく当然に、当該債権を担保の目的で取得することができる」の部分をもどのように読むかという点は、今後の将来債権譲渡の議論にも大きな影響を与えるものといえる。

VI 残された問題

1 将来債権の移転時期

すでに見たように、本判決は債権の移転時期については特に言及するものではないが、理論的には将来債権は契約時に移転するとする立場として、たとえば、池田真朗教授は私見として「あえて本判決に整合的な権利移転時期はいつかと言えば、契約時と言うことになるのが最も自然であり、契約時移転と限定しなくても、少なくとも本判決からすれば、当該将来債権は発生時には譲受人つまり譲渡担保権者のものとして取得されているということに疑いはなからう」とされる⁴⁾。

潮見佳男教授は、本判決は将来債権の移転時期について何ら語るものではないとしつつ、私見として、池田教授と同様に「債権譲渡担保設定時に、将来債

権を含め、債権が譲渡担保権者に移転しているものとみるべき」とされ、「債権の移転時期について、通常の債権譲渡と債権譲渡担保の場合に径庭はないもの」とされる⁵⁾。

これに対して、必ずしも本判決は、将来債権の移転時期を債権発生時と解する立場と矛盾するものではないとする見解もある。角紀代恵教授は、本判決の読み方として、「将来債権の譲渡における債権の移転時期は債権発生時である旨を匂わせる判示をしている」と述べる⁶⁾。

古積健三郎教授は、池田教授の見解に対して「たとえ譲渡担保の効力が債権発生時点に生じるとしても、契約段階で譲渡行為が対外的に明示されているならば、これを根拠として譲渡担保の優先的効力を肯定することができるはずである。かかる公示によってすでに将来の譲渡担保の効力も対外的に明示されているからである」とする⁷⁾。

しかし、以上のような、債権の移転時期に関する議論について、森田宏樹教授は、①契約時説と②債権発生時説の対立として従来から論じられてきたが、両説は債権の移転時期を巡る見解の対立ととらえるべきではなく、真のポイントは、債権の発生前において譲渡の客体となる将来債権なるものを観念できるのかという点にあるとされる。すなわち、②説は、債権発生前には、譲渡の客体となるものがおよそ存在しないという前提に立つのに対し、①説は、譲渡の客体足りうる将来債権なるものを法的に観念することは十分に可能であるとする立場として整理される⁸⁾。

すでに述べたように、本判決は①説、②説のいずれの立場に立つのかを明示的には判示していない。しかし、Ⅲで検討したように、判決理由において、平成13年判決の判旨を確認した後に、さらにそれを敷衍して、「譲渡担保の目的とされた債権が将来発生したときには、譲渡担保権者は、譲渡担保設定者の特段の行為を要することなく当然に、当該債権を担保の目的で取得することができるものである」と述べている。この判示部分をめぐって、将来債権の移転時期について次のような見解も提示されている。

安永正昭教授は、「債権そのものがまだ存在しないのに、債権が移転したとする考えは論理的に成り立たない」とされつつ、本判決は「将来債権が確定的に「譲渡」された(「取得」は発生時)、つまり設定者が将来債権を取得する地位を確定的に変更した点に意味がある」とされる⁹⁾。

道垣内弘人教授は、私見として「将来債権の譲渡によって、債権発生時には、当初から譲受人を債権者として当該債権が発生すると考えるべきであり、いったん譲渡人を債権者として発生し、同時に移転の効果が発生するものではない」とされる。しかし、続けて「そうすると、移転しているのは本当に債権なのか、という問題が生じてくる。むしろ、一定の条件の下で債権者として債権を原始的に取得するという法的地位なのではないか」という見解を示されている¹⁰⁾。

森田宏樹教授も、本判決によれば、「譲渡担保権者の有する権利は一方で、確定的な「債権譲渡の効果の発生」によって移転しており、それについて、「債権」譲渡として第三者対抗要件を具備することができるものであり、他方で、将来において債権が現実には発生したときは、当該債権を取得することができる権能である」とし、私見では「このような法的権能を「処分権」と構成し、観念的な処分権のみを備えた債権の移転によって、現実の発生前の段階における将来債権の移転を法的にとらえることができる」とされる¹¹⁾。

2 国税の優越と私法原理

原審の指摘した、国税として徴収不能な財産を作りだしてしまうという指摘、および森田修教授の「ただ筆者には、東京高裁のためらいが直感していたとも見えるところに、国税債権の処遇にとどまらない担保制度設計上の検討すべき法政策的な課題が残っていないかが気にかかる」との懸念は¹²⁾、集合債権譲渡担保が将来発生する債権まで契約時に把握してしまう点に問題を見いだしている¹³⁾。しかし、集合物の担保というのは、過去から未来まですべて把握すると言うよりも、その時々々の担保価値をその都度把握していくというようなものであり、必ずしも常に過大なものとなるわけではない。しかし、その時々々の担保価値の把握が過大になった場合には、一つの解決として、本件第一審の指

摘¹⁴⁾を敷衍して、過剰担保による担保解放請求権という構成も今後の検討課題であろう¹⁵⁾。過剰担保による担保解放請求権の議論は未だ発展途上であり、その根拠、効果についてもまだ安定した議論とはなっていないが、一つの考え方としては、担保設定契約当事者の合理的意思解釈として、設定された担保が債権の担保として過剰になった場合にはその部分については解放するという請求権を導くことも可能であろう。そして、譲渡担保権者の債権者はこの請求権を代位行使することも可能となろう。

しかし、そうすると、どのような場合に過剰性が認められるのかが問われてくる。一つには原始的過剰性、すなわち譲渡担保設定時に既に過剰担保となっている場合である。この場合については、既に平成11年判決も指摘するように¹⁶⁾、現在の判例理論でも公序良俗により全部または一部無効とすることは可能である。もっとも、1000万円の貸金債権を担保するために、毎年発生する1000万円程度の売掛債権を向こう10年間に渡って譲渡担保に供したとしても、総額は10倍の1億円であるから過剰であるということにはならないであろう。この点は、譲渡担保設定後に担保価値が過大になった場合も同じであり、設定者が債務不履行を起こさない限り、一時的に譲渡担保権者の把握する債権の総額が10倍程度になったとしても、通常は設定者に取立留保権がつけられており、順次設定者が回収していくため、過剰であるとは言えないと思われる¹⁷⁾。過剰性があるといえるのは、例えば、設定時に、A社がB社に対して販売した商品の売掛代金債権一切という包括的な譲渡担保の場合には、A社がB社に販売している商品には、甲乙丙の三種類があった場合、担保としては、甲乙の売掛債権で十分であると判断される場合には、丙商品に係る売掛債権については担保から解放するように求めることは可能であると思われる。あるいは、設定者が債務不履行に陥り、譲渡担保権者が取立権を取得する段階である。この段階では、現在発生している債権だけでなく将来発生する債権も、被担保債権に満つる額まで、すべて譲渡担保権者が取り立てることになる。この時点で、被担保債権が1000万円であるのに、譲渡担保の目的債権が毎年発生す

る1000万円程度の売掛債権が向こう十年間のものである場合には、過剰担保と判断され、債権回収に必要な部分については将来分も含めて担保から解放することを求めることもできるものとする。今後の判例の展開が注目される。

【追記】

本稿は、2007年10月の神戸大学民法判例研究会ならびに2008年5月の横浜国立大学民法研究会における報告に基づくものである。研究会の席上では、諸先生方より多くのご教示を賜った。ここに記してお礼に代えたい。

- 1) いわゆる対抗問題における対抗要件ではなく物的納税義務の免責事由としての確定日付ある通知承諾があったという事実である。
- 2) もっとも、調査官が指摘するように、必ずしも先立つ対抗要件具備の事実のみが、「譲渡担保財産となっている事実」の証明になるとは限らず、同条が準用する15条に列挙されている、公正証書などによって、債権譲渡の事実自体を証明する可能性もあり得るが、それが可能かどうかは本判決の射程外である(増田稔・ジュリ1340号104頁)。
- 3) 「決着! 将来債権譲渡担保と国税債権の優劣」NBL854号10頁以下(以下「決着!」)所収の評釈等。
- 4) 池田真朗「本件判批」金法1812号30頁。
- 5) 潮見佳男「本件判批」NBL856号11頁。他に手塚貴大「本件判批」ジュリ1382号149頁も同旨。
- 6) 角紀代恵「決着!」30頁。
- 7) 古積健三郎「決着!」37頁。
- 8) 森田宏樹「譲渡の客体としての譲渡担保とは何か」金判1269号1頁、同「将来発生すべき債権を目的とする譲渡担保契約と国税徴収法24条6項の適用」ジュリ1354号74頁。
- 9) 安永正昭「講義 物権・担保物権法」(有斐閣、2009)416頁注27。
- 10) 道垣内弘人「決着!」46頁。
- 11) 森田宏樹・前掲金判1269号1頁、ジュリ1354号75頁。以上のような見解に対して、円谷峻「債権総論」(成文堂、2008)337頁は、将来債権の移転時期の問題について、上述のような学説の分類とは異なり、「将来債権が現実が発生した時点か(債権発生時説)、それとも債権譲渡契約が締結され、対抗要件が具備された時点か(対抗要件具備時説)」

という分類をした上で、「本件は、国税徴収法 24 条 6 項をめぐる議論であり、本判決の結論を推し進めれば、対抗要件具備時説に行き着くことになろう。しかし、判決が同説の採用を明言したわけではない」と述べる。

- 12) 森田修「決着！」60 頁。
- 13) 田高寛貴「将来債権譲渡担保において譲渡担保権者が負担すべき国税徴収法 24 条の物的納税責任」銀法 683 号 45 頁以下も同様の問題点を指摘する。
- 14) 「国税徴収の観点からみて不当に不都合な結果をもたらすというのであれば、別途立法的な解決が図られるべきであるし、契約締結時における譲渡担保設定者の資産状況、その当時における譲渡担保設定者の営業等の推移に関する見込み、契約内容、契約が締結された経緯等を総合的に考慮し、将来の一定期間に発生すべき債権を目的とする債権譲渡契約について、上記期間の長さ等の契約内容が譲渡人の営業活動等からみて社会通念に照らし相当とされる範囲を著しく逸脱し又は他の債権者に不当な不利益を与えるものであると見られるなどの特段の事情の認められる場合には、当該集合債権譲渡担保契約につき公序良俗に反するなどとして、その効力の全部又は一部が否定されることがあるというべきである（最高裁第三小法廷平成 11 年 1 月 29 日判決、民集 53 卷 1 号 151 頁参照）。また、契約の経緯、内容等からみて、もっぱら徴収不能財産を創出し、国税徴収権に不利益を与える意図の下に脱法目的で集合債権譲渡担保契約が締結されたこととみられるような事情が窺えるときは、当該契約の全部又は一部を否定することも考えられる（ただし、本件においては、全証拠によるも、本件契約について公序良俗違反あるいは脱法目的等の理由でその効力の全部又は一部を無効とすべき事情を見出すことはできない。）」（さいたま地判平成 15 年 4 月 16 日民集 61 卷 1 号 258 頁）。
- 15) 過剰担保の解放請求については、さしあたり野田和裕「過剰担保の規制と担保解放請求権」私法 61 号 174 頁を参照。
- 16) 「もっとも、契約締結時における譲渡人の資産状況、右当時における譲渡人の営業等の推移に関する見込み、契約内容、契約が締結された経緯等を総合的に考慮し、将来の一定期間内に発生すべき債権を目的とする債権譲渡契約について、右期間の長さ等の契約内容が譲渡人の営業活動等に対して社会通念に照らし相当とされる範囲を著しく逸脱する制限を加え、又は他の債権者に不当な不利益を与えるものであると見られるなどの特段の事情の認められる場合には、右契約は公序良俗に反するなどとして、その効力の全部又は一部が否定されることがあるものというべきである」（最判平 11 年 1 月 29 日民集 53 卷 1 号 151 頁）。
- 17) 最判平 12 年 4 月 21 日（民集 54 卷 4 号 1562 頁）は「本件予約においては、カツラに被上告人に対する債務の不履行等の事由が生じたときに、被上告人が予約完結の意思表示をして、カツラがその時に第三債務者である上告人らに対して有する売掛代金債権を譲り受けることができるとするものであって、右完結の意思表示がされるまでは、カツラ

は、本件予約の目的となる債権を自ら取立てたり、これを処分したりすることができ、カツラの債権者もこれを差し押さえることができるのであるから、本件予約が、カツラの経営を過度に拘束し、あるいは他の債権者を不当に害するなどとはいえず、本件予約は、公序良俗に反するものではない」と判示し、いわゆる予約型債権譲渡担保における予約の付款を理由として反良俗性を否定している。この理は、債権譲渡担保契約に取立権留保文言が付されていた平成13年判決ならびに本判決の場合にも当てはまるであろう。